

基準日	yyyy	mm	dd
-----	------	----	----

(10) 法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券の私募の状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。）

区分	ファンド数		契約額	
		うち出資者が適格機関投資家のみ		うち出資者が適格機関投資家のみ
法第2条第2項第5号に係るもの			百万円	百万円
法第2条第2項第6号に係るもの				
合計				

(10-2) 法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券の私募の状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものに限る。）

区分	ファンド数		契約額	
		うち出資者が適格機関投資家のみ		うち出資者が適格機関投資家のみ
法第2条第2項第5号に係るもの			百万円	百万円
法第2条第2項第6号に係るもの				
合計				

(11) 法第63条第1項第2号に掲げる行為に係る業務の状況

① 内部管理の状況

--

(注意事項)

リスク管理を含めた運用管理、情報管理、利益相反を防止するための態勢整備の状況等について記載すること。

② 設定及び償還の状況

前期末		設定 ファン ド数	償還 ファン ド数	期中元本増減額	当期末	
ファンド 数	元本額				ファン ド数	元本額
	百万円			百万円		百万円

(注意事項)

運用を行うファンドに係る、前期末残高、当期中における新規設定、償還、期中増減額及び当期末残高を記載すること。

③ 自己又は関係会社が発行する有価証券の組入れ状況

運用財産総額	うち自己発行有価証券	うち関係会社発行有価証券
百万円	百万円	百万円
割合	%	%

(注意事項)

自己又は関係会社（親法人等、子法人等又は第126条第3号に規定する関係外国法人等をいう。以下④及び⑫において同じ。）が発行する有価証券の組入金額及び当該金額の運用財産総額に占める割合（小数点以下第2位以下を切り捨て、小数点以下第1位まで記載すること。）について記載すること。

④ 運用財産のファンドへの投資の状況

投資先ファンドの種類	価額の算出者	ファンド関係者における関係会社の名称等

(注意事項)

1 投資先のファンド関係者（対象有価証券（第130条第3項に規定する対象有価証券をいう。以下この注意事項において同じ。）の発行者、対象有価証券に係る権利を有する者から出資又は拠出を受けた資産（以下1において「ファンド資産」という。）の運用に係る重要な業務を行う者、ファンド資産の保管に係る重要な業務を行う者、ファンド資産の監査に係る業務を行う者その他ファンド資産の運用、保管及び監査に係る業務以外の当該対象有価証券の価額の算出方法又は当該価額を報告する方法に関する事項に係る重要な業務を行う者をいう。）のうちに関係会社がある場合に記載すること。

2 運用財産の運用として対象有価証券に投資している場合に、投資先ファンドの種類（投資先となる対象有価証券の種類をいう。）ごとに区分して、当該対象有価証券の価額の算出を行う者の商号又は名称並びに当該関係会社の商号又は名称、それらの者の役割分担及び届出者との関係内容を記載すること。

3 基準日における対象有価証券の価額が全ての投資先となる対象有価証券の価額の合計額の百分の一以上に相当する額である当該対象有価証券に係るファンドについて記載すること。